

# 秋吉台森林アクティビティ施設誘致事業実施要領

## 1 事業の目的

現在の秋吉台エリアの観光は通過型観光が主流となっており、滞在時間が短く、観光消費額が低くなっている。そこで、美祢市全域がユネスコ世界ジオパークに認定されたことを契機に Mine 秋吉台ジオパークの地質サイトの一つである秋吉台の魅力を、滞在時間及び観光消費額増につなげるため、こどもやアクティビティに関心の高い層をターゲットとして、誘客性の高い秋吉台での体験型コンテンツの創出につながる民間主体の施設・環境等を秋吉台家族旅行村に誘致する。

## 2 対象場所

- (1) 名称 秋吉台家族旅行村の一部
- (2) 住所 美祢市秋芳町秋吉

※その他詳細は別紙「対象場所詳細」のとおり

## 3 事業概要

### (1) 方式（契約方法）

- ア 土地 有償貸付
- イ 家屋等 有償貸付

### (2) 貸付料

事業者からの提案とします。

### (3) 協定期間（予定）

協定締結日から 2037 年 3 月 31 日まで

### (4) 貸付期間

10 年以上の事業定期借地で事業者からの提案とします。

### (5) 事業内容

設計、施工、運營業務など貸付期間に実施される事業すべての一括した提案を求めます。

### (6) 事業実施における条件

- ア 秋吉台エリアの魅力向上及び関係人口創出に繋げるため、長期的な事業運営を行う

こととし、本市の求めに応じ、適宜運営改善等の対応を行うこと。

イ 事業を実施する際は、美祢市内に住所を置く個人・法人等の活用に努めること。

#### 4 施設整備に係る費用について

本市が補助する費用の上限額は、100,000千円（令和8年度）（消費税及び地方消費税を含む。）です。補助率は、2／3以内。

なお、対象経費は設計、施工に係る費用及び開業に向けた準備経費となります。

※開業に向けた準備経費…サイン制作及び設置、利用者装備品、運営用備品、スタッフ研修等

#### 5 対象とする事業

次の全ての事項に該当する遊びやアクティビティを提供する事業を対象とします。

- (1) 当該場所にある自然資源を活用するもの
- (2) 幼児から大人までを利用対象とするもの
- (3) 周辺施設等との親和性が高いもの
- (4) 秋吉台エリアの関係人口の創出拠点となるもので、次のいずれにも該当するもの
  - ア 幼稚園、保育園及び小中学校等の団体貸切の利用が可能なもの
  - イ 企業の新人研修等教育プログラム等に使用できるもの

#### 6 事業実施までの流れ

- (1) 参加意思の表明  
参加意思がある事業者等について募集を行います。
- (2) 質問及び現地見学  
事業者等から希望があった場合のみ質問の受付及び現地見学を実施します。
- (3) 参加資格の審査  
参加意思の表明に基づき、参加資格があるか審査し、その結果を通知します。
- (4) 企画提案書の受付  
参加資格があると認めた事業者について企画提案書を受け付けます。
- (5) 事業者等によるプレゼンテーション及び審査  
企画提案書を提出した事業者等（以下「提案者」という。）によるプレゼンテーションを実施し、最も優秀な提案を行った提案者を決定し、その結果を通知します。

## (6) 事業化に向けた協議

提案者と事業実施に当たり考慮すべき条件等について協議します。協議が成立しなかった場合は、次順位の提案者と同様の協議を行うことがあります。

## (7) 協定書手続

協議が成立した場合は、事業化を決定し、市と協定書を締結します。

## 7 スケジュール（予定）

提案の募集及び審査等は、次の日程で行います。

企画提案書公募期間	7月24日（金）17時まで （質疑・現地見学申込6月24日（水）まで）
参加表明締切	6月24日（水）17時まで
参加資格審査結果通知	6月26日（金）
質疑回答	6月26日（金）
企画提案書締切	7月24日（金）17時まで
企画提案書・プレゼンテーション審査	7月28日（火）（予定）
審査結果通知	7月28日（火）
協定締結	7月31日（金）以降

## 8 提案者の資格要件等

提案者は、事業の実施主体となる意向を有するとともに、企画・設計・資金調達・施工・管理運営等を行う能力を有し、確実に履行できる法人又は当該法人を代表者とした事業グループとします。ただし、次のいずれかに該当する場合は、提案者として認めません。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続中の者
- (2) 法人等の役員に破産者若しくは法律行為を行う能力を有しない者又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合
- (3) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合
- (4) 美祿市税に滞納がある者

- (5) 他自治体で当該事業における契約（設計・施工・運営等の一括業務）の履行実績がない者
- (6) (5) に係る実績について契約解除等の不履行がある者
- (7) その他実施主体として適当でないと市長が認める者

## 9 提出書類等

### (1) 提出書類

- ア 質問書（様式1）（必要時）
- イ 現地見学申込書（様式2）（必要時）
- ウ 参加表明【各1部及びPDFデータ】
- (ア) 参加申出書（様式3）
  - (イ) グループ構成届（様式4）
  - (ウ) 会社概要書（様式5）
  - (エ) 法人登記簿謄本 履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）
  - (オ) 印鑑登録証明書（発行後3か月以内）
  - (カ) 財務諸表等経営状況等が分かる書類（直近3年度分）
  - (キ) 滞納のない証明書（本市に納税義務がない場合は提出不要）
  - (ク) 他自治体での事業実績等が分かる書類（収支状況直近2年度分等）
- エ 企画提案書【各3部及びPDFデータ】
- (ア) 企画提案書提出届（様式6）
  - (イ) 企画提案書（任意様式）
- ＜必須記載項目＞
- ・ 提案者名
  - ・ 事業内容（「5対象とする事業」への取組方法）
  - ・ 事業スケジュール
  - ・ 貸付希望価格
  - ・ 収支計画
- オ 辞退届（様式7）（企画提案書提出から協定締結までに提案を辞退したい場合のみに限る。）

### (2) 提出方法

ア 上記（１）ア及びイ 電子メール

イ 上記（１）ウ及びエ 持参又は郵送（郵送の場合は締切日必着）（PDF は、電子メール）  
いずれも「11 提出先及び問合せ先」に記載の場所に提出してください。

ウ 上記（１）オ 持参又は郵送

### （３）提出書類の取扱い

ア 提出書類の返却はいたしません。提案者が実施主体となった場合は、提出書類の著作権は市に帰属するものとします。

イ 提出書類は審査のために複製を作成することがあります。

ウ 美祢市情報公開条例に基づく開示請求等により一部又は全部を公開することがあります。

エ 提案者は、提出書類が第三者の有する特許等を侵害するものでないことを市に対して保証することとします。提出書類が第三者の特許権等を侵害し生じた責任は、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

## 10 提案等に関する留意事項

- （１）当該提案への参加に要する交通費、資料作成費及び通信費等費用の全ては提案者の負担とします。
- （２）１事業者につき１つの提案のみを行うことができます。
- （３）本市と協議中に事業関係者等との調整がつかない等、事業の実現が困難となった場合は協定の締結は行いません。
- （４）審査結果に関する不服申立ては受け付けません。

## 11 提出先及び問合せ先

〒754-0511 山口県美祢市秋芳町秋吉 3506-2

美祢市観光商工部観光政策課 担当 西山

（持参する場合）午前 8 時 30 から午後 5 時まで（土日祝日を除く。）

メール：kankou @city.mine.lg.jp